



毎月第3金曜日は川西市の「人権デー」です

今月は、「障害者差別解消法」について考えてみましょう。

「障害者差別解消法」は、障がいや理由とする差別を解消して、障がいのある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するための法律です。

この法律は、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの事業者を対象に「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的な配慮の提供」を求めています。

不当な差別的取扱いとは、障がいや理由として、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることです。例えば次のような場合です。

「不当な差別的取扱い」の具体例

- ◇窓口対応を拒否する
- ◇対応の順序を後回しにする
- ◇入場を拒む
- ◇介助者の同伴を求める
- ◇介助者にのみ話しかける

また、合理的な配慮の提供とは、障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。例えば次のような場合です。

「合理的な配慮の提供」の具体例

- ◇車いすが通れるように、段差に簡易スロープを渡す。
- ◇視覚障がい者に対し、文章を読み上げる、展示や音声データなどを用いて情報提供する。
- ◇聴覚障がい者に対し、手話や筆談などを用いて情報提供する。



障害者差別解消法は、令和3年5月2日に改正法が成立し、6月4日に公布され、公布の日から起算して3年を超えない範囲内で政令で定める日が施行日となりました。施行後は、今は努力義務である事業者の合理的配慮の提供が義務へと改められるなど、障がいや理由とする差別を解消するための支援措置が強化されます。

この法改正をきっかけに、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をさらに築いていきましょう。

総合センター 人権啓発ビデオ上映会

12月15日(水) テーマ：障がい者の人権

・午後3時30分～

場 所：3階 体育室 無料

作 品：アニメ「ぼくの青空」(26分)

12月17日(金) テーマ：障がい者の人権

・午前10時～、午後1時～、午後4時～

場 所：1階 視聴覚室 無料

作 品：「知りたい あなたのこと」(21分)

～外見からはわからない障害・病気を抱える人～

◆問い合わせ 総合センター

(Tel 758-8398)

特設人権相談 無料

12月17日(金) 午後1時～4時

人権擁護委員が相談をお受けします。

受付：市役所3階8番の人権推進課

場所：市役所3階の相談室または
2階の相談室

※予約優先 ((Tel 740-1150))